

第5号議案

春日市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

国における成年被後見人の権利の制限に係る措置の見直しを踏まえ、印鑑の登録をすることができる者の資格に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市印鑑条例の一部を改正する条例

春日市印鑑条例(昭和51年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。